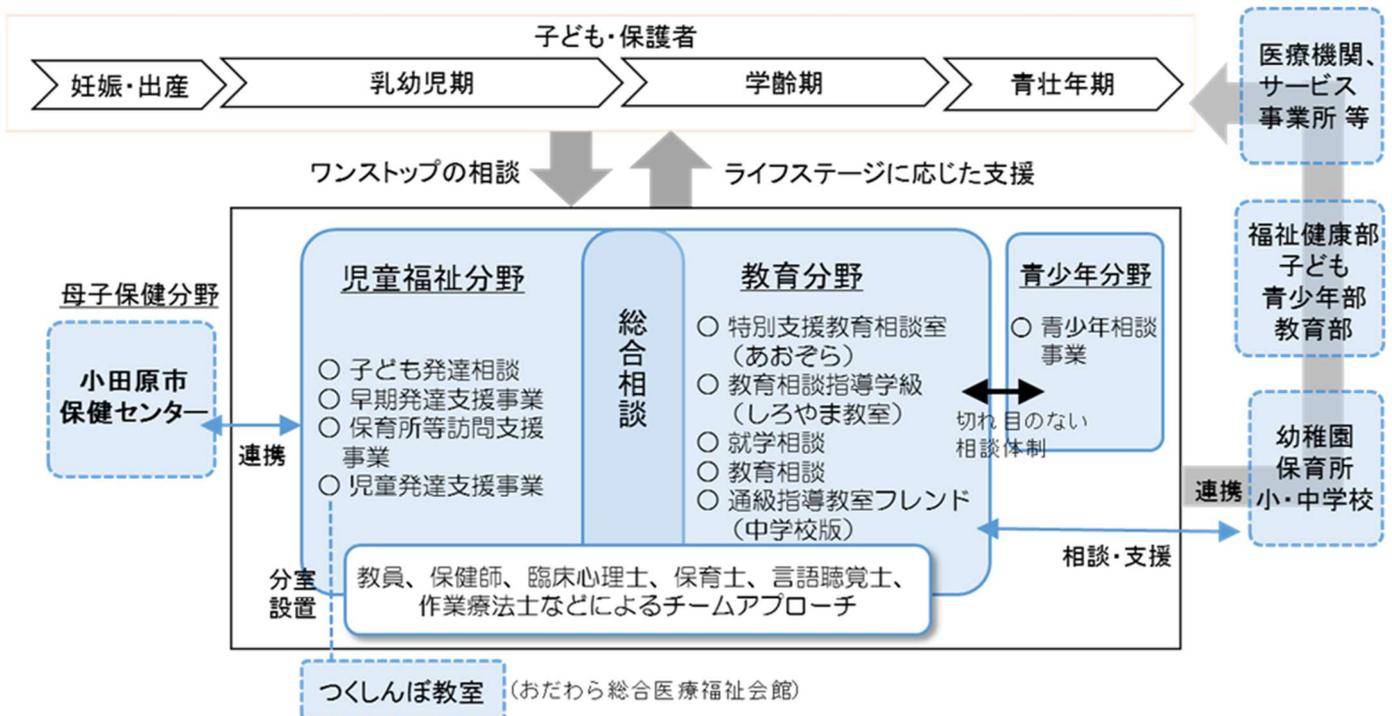


(仮称) おだわら子ども教育支援センターの開設に伴う諸条例の整備について

1 目的

発達面において支援を必要とする児童等が増加している本市の現状を捉え、乳幼児期から学齢期、青壮年期に至るまで、発達支援を軸に、各ライフステージにおける相談・支援機能を集約し、切れ目のない総合的なサービスを提供するとともに教育・保育現場での支援向上を図るための施設として、(仮称) おだわら子ども教育支援センター(以下、「支援センター」といいます。)を令和2年4月に開設することに伴い、関係諸条例を整備するものです。

2 (仮称) おだわら子ども教育支援センターの基本的な考え方



3 整備の概要

(1) (仮称) 小田原市子ども教育支援センター条例【制定】

支援センターの開設に伴い、当該施設の設置及び管理に必要な事項を定めます。

ア 名称及び位置

支援センターの名称及び位置は、次のとおりとします。

(ア) 名称 おだわら子ども教育支援センター

(イ) 位置 小田原市久野195番地の1

イ 事業

支援センターでは、次に掲げる事業を行います。

(ア) 発達に課題を抱える者の相談及び支援

(イ) 児童の養育環境に関する相談及び支援

(ウ) 教育相談及びその支援

(エ) 青少年の健全な育成を図るための相談及び支援

(オ) 前各号に掲げるもののほか、設置目的に照らし必要と認められる事業

(2) 小田原市障害児通園施設条例【一部改正】

本市の障害児通園施設「つくしんぼ教室」の利用希望者の増加に伴い、支援センター内に併用児クラスを対象としたつくしんぼ教室の分園を設置するため、通園施設の名称及び位置を新たに追加します。

(3) 小田原市青少年相談センター条例【廃止】

支援センターへの移転に伴い、青少年相談センターを廃止するため、当該条例を廃止します。

(4) 小田原市青少年問題協議会条例【一部改正】

青少年相談センターの廃止に伴い、当該施設名を引用する条文を削除します。

3 施行日

令和2年4月1日